

## ◎ 助成金交付手続きの流れ

### ① お問合せ・事前相談

まずは、まちづくり推進課にお問合せいただき、相談カードを提出してください。

### ② 制度のご案内・現地確認

助成制度の詳しいご案内をいたします。  
また、職員が必要に応じて現地確認を行います。

### ③ 助成金の交付申請

交付申請は、施工者等と工事契約をする前に行ってください。

### ④ 助成金の交付決定

提出していただいた交付申請書の内容を審査し、助成金の交付が適当と認められる場合、「助成金交付決定通知書」をお渡します。

### ⑤ 工事契約・工事着手

④の交付決定を受けた後に、施工者等と工事契約を締結し、工事に着手してください。

### ⑥ 工事完了の報告

工事完了後、工事の領収書の写しや施工写真などの書類を添えて完了報告書を提出してください。

### ⑦ 助成金交付額の確定通知

⑥の報告内容を審査し、必要に応じて現場確認を行い、交付決定の内容に適合すると認められるときは、助成金の額を確定し、「助成金交付額確定通知書」により通知します。

### ⑧ 助成金の請求

⑦の通知を受けたら、速やかに助成金の請求手続きをしてください。

### ⑨ 助成金の受理

これで助成金交付手続きは完了です。

## ◎ 必要となる書類

### 相談カード（様式第1号）

（添付書類）

- 案内図
- 現況写真

### 交付申請書（様式第2号）

（添付書類）

- 案内図  
（現場が確認できる物（地図等））
- 配置図  
（塀の位置・長さ・高さがわかる図面）
- 現況写真
- 工事見積額が確認できる書類  
（助成対象の工事費が確認できる見積書）
- 所有者確認書類  
（登記簿、固定資産課税明細書等）
- 代表者であることが確認できる書類  
（塀が共有の場合のみ）
- 住民税の納税証明書

### 完了報告書（様式第7号）

（添付書類）

- 案内図
- 施工写真  
（撤去前、施工中、施工後）
- 工事契約書の写し
- 工事費の内訳書  
（助成対象の工事費が確認できる内訳書）
- 工事の領収書の写し

### 請求書（様式第9号）

## ご 注 意

※助成金の交付決定前に、工事の契約を締結した場合は助成の対象となりません。

※当該助成金の対象となるブロック塀等の撤去後に、新たに生け垣を造成する場合、別途、生け垣造成に要する費用の一部助成を受けられる場合があります。また、当該助成金の対象とならないブロック塀についても、生け垣造成に要する費用の一部助成を受けられる場合があります。

※生け垣造成の助成をご希望の方は、「環境政策課（第2庁舎4階 ☎042-387-9860）」にお問合せください。